

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和元年10月7日(月) 午前10時00分～午前11時06分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦実
17		18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	田中賢寿	27	垣見正志	28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	17	石岡猶一	36	往見康範		
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	吉岡事務局長		沖田次長		都築専門員(農政)	
		菊地係長(農地)		土居書記(農政)			
⑦	農林水産課	山岡課長		三好課長補佐		山田主査	
⑧	会議の内容	議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第59号 非農地証明について					
		議案第60号 農業振興地域整備計画の変更について					
		議案第61号 農用地利用集積計画の決定について					
		議案第62号 農用地利用配分計画(案)について					

事務局（局長） 只今から令和元年第10回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。
出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中17名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。

本日、17番 石岡猶一委員、36番 往見康範委員より欠席の報告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、24番 池浦萬里子委員、25番 丸井幸造委員を指名いたします。

次に、日程第2、書記の指名を行います。

本日の会議の書記に事務局の都築専門員を指名いたします。

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

まず、議案第56号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼いたします。

（専門員兼農政係） 議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。

1番、西大洲字ヤヲの土地、畑2筆・724㎡、樹園地1筆・151㎡は『空き家バンク制度』による売買によって所有権移転を行います。

所有権移転後も、引き続き、野菜、果樹栽培を行います。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

2番、3番関連案件です。

徳森字官方の土地、それぞれ畑1筆を交換によって所有権移転を行います。

所有権移転後も、引き続き野菜等の栽培を行います。

農業は、いずれも譲受人及びその家族が年間を通して従事します。

4番、平野町平地の土地、畑1筆・694㎡は売買による所有権移転です。

所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行います。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

5番、菅田町宇津の土地、畑3筆・計2,027㎡は贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行います。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

6番、菅田町大竹字木下及び字石丸の土地、畑2筆・計971㎡は売買による所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き果樹及び野菜の栽培を行います。

農業は、譲受人及び父が年間を通して従事します。

7番、白滝の土地、田1筆・263㎡も売買による所有権の移転です。所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

8番、肱川町宇和川の土地、樹園地1筆・131㎡も売買による所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き果樹の栽培を行います。

農業は、譲受人及び父が年間を通して従事します。

9番、肱川町名荷谷の土地、畑3筆・計2,304㎡も売買による所有権の移転です。

所有権移転後は、野菜及び果樹の栽培を行います。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

以上、9件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

1番

失礼いたします。

それでは、1番案件の説明をいたします。議案説明資料1ページもあわせてご覧ください。

1番案件は、空き家バンクに登録された物件と合わせて付近の申請地を売買にて購入するものです。

申請地は、市役所の西約700メートルにある場所で、現在も良好に管理されております。今後は植栽されている果樹を中心に野菜なども作られるということです。『新規営農計画書』も提出されております。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われまます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

続いて2番。

6番

失礼いたします。

2番、3番関連ですので、併せてご説明いたします。議案説明資料2ページ及び3ページをご覧ください。

等価交換による所有権移転です。

申請地は、大洲インターチェンジ出口の東、約150mに位置するもので、お互いに畑1筆ずつを交換します。

この交換で所有している農地が北側部分と南側部分に集約でき、効率的に作業ができるようになるということです。

農業は、それぞれ年間を通して従事しており、今までに問題等はありません。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

2件のご審議をよろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、5番。

7番

4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。

4番案件は売買による所有権移転です。

申請地は、平野公民館の北西約1kmにある譲受人の自宅に隣接する場所になります。現在は管理耕作の状態になっていますが、今後は野菜を植えられる予定になっています。

譲受人は、夫婦で年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理について不安はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

続いて、5番。

12番

5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページをご覧ください。

5番案件は、親子間による贈与での所有権移転です。

申請地につきましては大川公民館から北西に約1km、国道197号線沿いにある畑になります。現在は整備を行い、1枚の大きな畑になっています。今後、国土調査にて合筆をする予定になっています。

譲受人は夫婦で農業に従事しており、耕作管理に関する問題は生じておりません。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項は無いことから今後の管理についても不安はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

はい。続いて、6番。

11番

6番案件について、ご説明いたします。議案説明資料6ページをご覧ください。

当案件は、この後の5条申請と関連しますが、作業場として購入する土地の付近にある農地も合わせて購入するものです。

申請地は、菅田公民館の南に約2.3kmにある樹園地1筆、畑1筆になります。

譲受人は松山市に農地を所有していますが、確認したところ遊休農地及び違反転用の農地はありませんでした。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

続いて、7番。

30番

失礼します。

7番案件について、ご説明いたします。議案説明資料7ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が自己所有の農地に隣接する申請地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、白滝公民館の西に約400mにある田1筆になりますが、現在も良好に耕作されております。

譲受人は主に栗を栽培しておりますが、夫婦で農業に従事しており、また農繁期には人を雇って収穫等をしており、今までに耕作管理について問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

はい。続いて8番。

32番

8番案件について、ご説明いたします。議案説明資料8ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が自己住宅に隣接する申請地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、大洲市役所肱川支所の西に約3kmにある樹園地1筆になりますが、現在も栗が植栽されており、良好に管理されております。

譲受人は公務員ではありますが、父とともに農業に従事しており、これまで耕作管理について問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

はい。次に、9番。

33番

失礼します。

9番案件について、ご説明いたします。議案説明資料9ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が規模拡大のため、自己住宅付近にある農地、畑3筆を売買により取得しようとするものです。

申請地は、大川公民館の東に約2キロメートルにあります。現在も良好に管理されております。今後、野菜栽培を中心に行うそうです。

譲受人は夫婦で年間を通して農業に従事しており、これまで耕作管理について問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第57号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (農地係長)	失礼いたします。 議案第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。 議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」の10ページから19ページを併せてご覧下さい。 1番、阿蔵の土地1筆です。 現在の居宅は地盤が低く度々冠水をするため、地盤を嵩上げて住宅を建築し、敷地の一部を駐車用地として利用するものであります。 申請地は、大洲市内中心部から西に約1.9kmのところに位置し、JR予讃線西大洲駅から概ね300m以内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。 なお、申請地は昭和35年頃に居宅を建築し、既に利用されております。このことについては申請人より始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。 一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料10ページをご確認ください。 2番、東大洲の土地1筆です。 現在居住している住宅が手狭で不便であるため、申請地を利用して増築するものであります。 申請地は、大洲市内中心部から北東に約2.9kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。 なお、申請地は平成10年9月に造成して既に利用をされております。このことについては申請人から始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。 一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料15ページをご確認ください。 以上、2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
1番	失礼いたします。 1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。 説明資料の10ページから14ページをお開きください。 まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、説明

資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程事務局から説明がありましたように、既に違反転用の状況にあることから、この件につきましては本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は自己所有地や市道となっていることなど、各項目において適当と思われることから問題ないと考えます

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

3番

失礼します。

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の15ページから19ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程事務局から説明がありましたように、既に造成されており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周囲は宅地であり、転用による影響はなく、各項目において適当と思われることから問題ないと考えます

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第58号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙「議案説明資料」の20ページから34ページまでを併せてご覧ください。

1番、阿蔵の土地、163㎡の案件は、宅地を購入したが市道からの出入もできないことから、宅地への通路・庭等に利用し一部を駐車場として利用するため、申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から西に約1.9km、車で約5分のところに位置し、JR西大洲駅から概ね300m以内に存する区域内にある農地であることから、3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、東大洲の土地、233㎡の案件は、現在親元で同居しているが、子供も成長して手狭で不便となり、新たに自己住宅を建築するため、申請地を父より借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約2.9km、車で約10分のところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、菅田町大竹の土地、3筆1,080㎡の案件は、松山市と大洲市において水道、土木工事事業を行っているが、今後南予地区での需要が見込めることから、資材置場として利用するため申請地を売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南東に約4.2kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

なお、1番、2番、3番いずれの案件も違反転用状態にあり、それぞれ始末書が提出されております。

以上、3件でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

はい。只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

失礼いたします。

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の20ページから24ページを参考にしてください。

申請地は、先ほどご説明しました4条の1番案件の隣接地に位置する農地になります。

まず、立地基準ですが、先ほど事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題はないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に違反転用の状態にあり転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、23ページの地番地目図のとおり西側に道路を挟んで農地がありますが、耕作されていない状況ですし、転用後も現在の状況と変わりがないことから、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、始末書が提出され本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

3番

それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の25ページから29ページを参考にしてください。

申請地は、先ほどご説明しました4条の2番案件に隣接する農地です。まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可有次第自己資金と住宅ローンにて着工したいとのことですので、特に問題はないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、28ページの地番地目図のとおり周辺には農地がありませんので、影響はないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては始末書が提出され、本人も反省もしているようですので、追認許可は止むを得ないものと考えま

す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、3番。

11番

失礼いたします。

それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の30ページから34ページを参考にしてください。

申請地は、31、32ページの位置図のとおり、大竹橋から南南東約100mに位置する農地になります。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、違反転用の状態ですので、転用は確実なものと言えま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、33ページの地番地目図のとおり、西側に農地がありますが、譲受人世帯の農地になりますので、特に問題はないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、始末書が提出され、反省もしているようですので、追認許可は止むを得ないものと考えま

す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第59号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第59号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ並びに別紙「議案説明資料」の35ページから42ページまでを併せてご覧ください。

1番、松尾の土地、3筆2、153㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、進入路も狭く農地までの距離も長いことから、高齢となり営農が困難となったため、杉・桧を植林したもので20年以上経過しており、復旧は著しく困難となったとのことでございます。

2番、蔵川の土地、647㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、亡父が高齢で農地の管理が困難となり、申請地の耕作を放棄して30年以上経過しており、雑木等が繁茂し復旧は著しく困難となったとのことでございます。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

10番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の35ページから38ページを参考にしてください。

申請地は、36、37ページの位置図のように松尾集会所の北北東約600mに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は、進入路も狭く農地までの距離も長いことから、高齢となり営農が困難となったため、杉・桧を植林したもので20年以上経過しており、復旧は著しく困難となったとの申し出です。

申請者の申立、現地調査による状況などから、植林後少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、復旧は著しく困難と思われる。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

14番

失礼いたします。

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の39ページから42ページを参考にしてください。

申請地は、40、41ページの位置図のように大川公民館蔵川分館の南南東約2.1kmに位置する農地です。

申請によりますと、亡き父が高齢で農地の管理が困難となり、申請地の耕作を放棄して30年以上経過しており、雑木等が繁茂し復旧は著し

く困難になったとの申し出です。

申請者の申立、現地調査による状況等から、少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、また復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられ、復旧は著しく困難と認められました。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第60号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第60号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明申し上げます。

議案書6ページ並びに別紙「議案説明資料」の43ページから47ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件でございます。

1番、新谷の土地、2筆2、858㎡の案件は、申請人は徳森において、病院介護老人保健施設等の経営を行っているが、慢性的な駐車場不足の中、今後常勤の専門医が増える予定もあり、患者数の増加が見込まれることから、駐車場として整備するため除外の申し出があったものでございます。

申出地は、他の農地への影響は少ないものと考えられることから、計画変更（除外）するものでございます。

除外後の農地区分は、事業の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満である農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

以上、1件、2筆、2、858㎡でございます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

19番

失礼いたします。

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の43ページから47ページを参考にしてください。

申請地は、44、45ページの位置図のように愛たい菜から東へ約8

00mに位置する農地です。

まず、農地転用の立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、問題ないと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地の南側と東側の一部が農地と隣接しておりますが、同意を得られているとのことで、目的が露天駐車場ということですので、営農に大きな影響はないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外はやむを得ないものと考えま

以上、現地調査の報告といたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんより報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑も無いようですので、原案のとおり農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに致します。次に、議案第61号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めま

事務局
（専門員兼農政係）

議案第61号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明しま

議案書の7ページから、ご覧ください。

1番 引き続き、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

2番 新たに農地を借り受け、水稻及び野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

3番 引き続き、野菜を栽培するため、貸借権を6年間設定しようとするものです。

8ページです。

4番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、貸借権を6年間設定しようとするものです。

5番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、貸借権を10年間設定しようとするものです。

6番から8番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、貸借権を5年間設定しようとするものです。

9ページです。

9番から12番は『公益財団法人えひめ農林漁業振興機構』へ農地を貸し付けるもので、貸借権を10年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、12件・20筆、利用権設定総面積、3

2, 6.62㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 (会長)

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませぬか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませぬか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

次に、議案第62号『農用地利用配分計画(案)について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
(専門員兼農政係)

議案第62号「農用地利用配分計画(案)について」をご説明します。

本議案では、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が中間管理権の設定を受けた農地を借受希望者に貸借する計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、大洲市長より意見を求められていることから、ご審議をお願いするものです。

1番、柳沢の土地、畑8筆・計19,889㎡は、野菜を栽培するために賃借権を10年間設定しようとするものです。

なお、利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませぬか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特に、ご質疑も無いようですので、本案を原案のとおり認めることに、ご異議ありませぬか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議無いものと認め、本案は原案のとおり認めることにいたします。以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることいたします。